

よくある相談について

<p>① 事業 の 企画 検討</p>	<p>・<u>太陽光発電以外の再生可能エネルギー（水力発電、系統用蓄電池等）は、ガイドラインの対象になるか</u> 10kW未満の太陽光発電施設や、その他の再生可能発電事業・設備については、本ガイドラインの対象外ですが、本ガイドラインを参考にして事業を行ってください。</p> <p>・<u>固定買取制度に該当しない事業（非FIT事業）も対象になるか</u> 本ガイドラインの対象となります。</p> <p>・<u>いつから適用になるのか</u> 令和8年5月1日以降に関係法令の許認可申請、届出を行う事業が対象です。詳しくは、「経過措置表（令和8年5月1日時点）」をご確認ください。なお、基準は提出日とします。既に発電を開始されている方は事業計画書等の提出は必要ありませんが、事業を廃止された場合は事業廃止届の提出をお願いします。</p> <p>・<u>屋根置きと敷地内の野立で設置を検討している場合、ガイドラインの対象になるか</u> 建築物の屋根に設置するものは対象外ですが、敷地内の野立と合わせて50kw以上となる場合は、施設を一体とみなすため、本ガイドラインの対象です。</p> <p>・<u>営農型は、ガイドラインの対象になるか</u> 農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものであって、農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づいて実施する、10kw以上の営農型太陽光発電設備は本ガイドラインの対象です。</p> <p>・<u>ソーラーカーポートは、ガイドラインの対象になるか</u> 建築物（カーポート）の屋根に設置するものは、本ガイドラインの対象外ですが、本ガイドラインを参考にして事業を行ってください。</p> <p>・<u>すでに設置済み（事業開始）の設備については、ガイドライン対象になるか</u> 既に事業を開始している事業者は、本ガイドライン8に記載ある、遵守すべき項目を踏まえた対応をお願いします。</p>
<p>② 法令に 基づく 手続き等 の 事前 確認</p>	<p>・<u>事業の計画を立てるときに、配慮すべき事項はあるか</u> 事業の計画にあたっては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光）」（平成29年3月策定）を参考にしてください。また関係法令等の規定を遵守し、災害時の対応や生活環境への影響を考慮し、周辺地域の住民との良好な関係構築に努めてください。</p> <p>・<u>計画区域が、「設置するのに適当でない区域等」に該当しているが、どう対応すればよいか。</u> 「設置するのに適当でない区域等」とは、法令等の趣旨に鑑みて、災害防止、生活環境・自然環境・周辺景観の保全等の観点から、太陽光発電施設を設置するのが適当でない区域等として、本ガイドラインにおいて自由に設定するものです。これらの区域等に該当する場合は、事業による生活環境等への影響を十分に考慮し、計画の中止を含めて抜本的な見直しを検討してください。</p> <p>・<u>計画区域のすぐ近くに、すでに所有する設備がある場合、どう対応すればよいか。</u> 計画区域から100m以内に同一事業者の施設がある場合、それらの事業に係る電源の出力の合計値が50kW以上となる場合は説明会を実施してください。資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（令和6年4月策定）を参考にしてください。</p> <p>・<u>山林の中で施設を設置することは可能か</u> 事業を実施するにあたっては、土地及び周辺環境の調査を行い、関係法令及び条例が適用される場合は必要な手続きを行い、適用される基準を遵守してください。また、規制のない場所であっても、山林や丘陵地の急勾配地域、土砂災害警戒区域、希少野生動植物の生息地等への設置は、周辺環境への影響が大きいため、設置場所の変更も含めて入念な検討を行ってください。</p>

<p>③ 「周辺地域の住民」の範囲の相談</p>	<p><u>・説明会等の相談は必ず実施しなければならないか</u> ガイドラインの対象となる事業は全て、「周辺地域の住民」の範囲に関する相談を実施してください。</p> <p><u>・説明方法、範囲はどのように決めればよいか</u> 資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参考に、説明会と事前周知措置のいずれを行うか、どの範囲に説明を行うかを決定してください。</p> <p><u>・対象となる範囲に居住者がいない場合、説明会等を実施する必要があるか</u> (説明会) 対象となる範囲に居住者がいないことを確認し、相談の結果、市が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないと判断した場合でも、「周辺地域の住民」がいないことを客観的に確認する必要があることから、説明会を開催（開催する準備を行い、終了時刻まで待機する）してください。 (事前周知措置) 範囲内に居住者がいないことを確認した場合は、相談の結果、市が「周辺地域の住民」に追加すべきと判断した者に対して事前周知措置を行ってください。</p> <p><u>・必要書類-関係法令手続き状況が分かる書類とは、どのようなものか</u> 関係法令の該当の有無、手続きの状況、確認者の所属・名前・連絡先・日時を記載してください。関係法令については、関係法令確認先一覧を参考に確認・手続きをしてください。</p> <p><u>・必要書類-説明会資料には、何を記載する必要があるか</u> 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参考にして、事業計画の概要（事業者情報、設備の詳細、関係法令手続き状況、予定する工事のスケジュール等）と、事業の影響と予防措置（安全面・景観面・自然環境・生活環境面の影響及び予防措置）について記載してください。</p>
<p>⑤ 説明会等の開催</p>	<p><u>・事前周知措置で対応可能な計画地で、住民より説明会開催を求められた場合、どのように対応すればよいか</u> 事前周知措置での説明が可能であっても、住民から求められた場合は、説明会を実施してください。</p> <p><u>・説明会等の範囲内にある住民、所有者と連絡が取れない場合、どのように対応すればよいか</u> 訪問記録や配布記録にその旨を残し、説明会等実施状況調書に記載してください。</p> <p><u>・事業説明を拒否する住民がいた場合、どのように対応すればよいか</u> 事業者は、単に説明を行うだけでなく、将来的なトラブルを防ぐために、説明会等の実施により周辺地域の住民の理解を得た上で事業を実施することが必要です。住民からの要求に対して誠意を持って対応し、説明によって理解が得られるよう努めてください。</p> <p><u>・説明会を開催したが、参加者がおらず、説明ができない場合、どのように対応すればよいか</u> 開催記録を残し、説明会等実施状況調書に記載してください。また、再度別日で説明会を開催したり、時間帯や場所を変更する等、周辺地域の住民が参加できるよう環境を整え、説明会を実施してください。</p> <p><u>・説明会等実施後、住民より意見が提出された場合、どのように対応すればよいか</u> 住民の意見を踏まえ、必要に応じて追加説明や事業計画の見直しを行ってください。なお、周辺地域の住民でない者から説明を求められた場合にも誠意を持って対応してください。</p> <p><u>・説明会実施後の記録はどのように作成すればよいか</u> 説明会等実施状況調書に開催日時・場所、範囲、出席者数等の情報を記載してください。また、説明資料によって住民に説明した内容と、住民からの意見、それに対する見解、場合によっては追加説明や事業計画の見直し等の対応を記載してください。</p>

<p>⑧ 事業計画 の 届出</p>	<p>・<u>事業計画書提出時に、まだ未定な項目がある場合、どのように対応すればよいか</u> 未定である場合は、事業計画書にその旨を記載して、現時点での予定と、いつ頃確定するか記載してください。また、確定し次第、確定した情報が分かる書類を市に提出してください。</p> <p>・<u>説明会実施時と事業計画内容に変更がある場合、どのように対応すればよいか</u> 事業者の変更、出力の増加、設置場所の変更、予定工期の変更等、説明会等の実施が必要なケースがあります。資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参考にしてください。</p> <p>・<u>事業計画はいつまでに提出すればよいか</u> 設置工事に着手する30日前までに提出してください。</p> <p>・<u>事業計画提出時には、準備が出来ない添付書類がある場合、どのように対応すればよいか</u> 事業計画書に提出できない理由と、いつ頃提出可能かを記載してください。また、準備ができ次第、その書類を市に提出してください。</p> <p>・<u>必要書類-土地利用計画とは、なにか</u> 地形、事業区域、道路名称、太陽光発電設備、排水施設、植栽、柵等の計画を記入してください。（縮尺：1/1,000以上）</p>
<p>⑨ 事業 変更 (廃止) の 届出</p>	<p>・<u>どのような変更の場合、事業変更届を提出する必要があるか</u> 提出した事業計画書及び添付書類に変更が生じた場合は事業変更（廃止）届を提出してください。</p> <p>・<u>事業内容変更時、説明会は必要か</u> 事業者の変更、出力の増加、設置場所の変更、予定工期の変更等、説明会等の実施が必要なケースがあります。「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参考にしてください。</p> <p>・<u>所有者の名義変更を行う場合、どのように対応すればよいか</u> 説明会等の実施が必要な変更のため、説明会等を実施してください。終了後、事業変更（廃止）届に、変更内容が分かる書類と説明会等実施状況調書を添付して提出してください。</p> <p>・<u>必要書類-変更内容が分かる書類とは、なにか</u> 事業者の変更であれば新事業者の法人登記簿証明書、出力の増加であれば土地利用計画で増加したパネルを示す等、変更の理由が分かる書類のことです。</p> <p>・<u>事業を廃止する場合は、いつまでに事業変更（廃止）届を提出する必要があるか</u> 事業を廃止する場合、撤去・処分又は現状復旧作業の完了後、速やかに事業変更（廃止）届を提出してください。</p> <p>・<u>事業は廃止するが、設備の撤去を行わない場合、どのように対応すればよいか</u> 事業を終了した設備が放置された場合、老朽化等により事故が発生する等、周辺環境への影響が考えられます。事業廃止後は、速やかに撤去及び処分を行う必要があります。撤去には高額な費用がかかるため、計画的に費用を調達・手配しておく必要があります。</p> <p>・<u>事業を廃止する場合、周辺地域の住民に説明を行う必要があるか</u> 説明会等の開催は必要ありませんが、事業廃止後の設備の安全管理や適切な撤去及び処分に努め、周辺環境への配慮をお願いします。</p>

<p>その他</p>	<p><u>・施工時に配慮する点はあるか</u></p> <p>既存の地形や樹木等を活かしながら周辺の良好な環境に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮しつつ、周辺地域の住民との協調を保ってください。また、災害防止対策を講じると共に、災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した標識を設置してください。設置工事完了後、発電施設の設置に伴い発生した廃棄物は、周辺環境に影響がないよう適切な処理を行ってください。</p> <p><u>・標識の設置は、必須か</u></p> <p>出力20kW以上の太陽光発電施設は、標識を設置してください。設置について、「事業計画策定ガイドライン」を参考にしてください。</p> <p><u>・柵塀等は、設置しなくても問題ないか</u></p> <p>第三者が感電等により被害を受けるおそれや、安定的な発電が阻害される可能性があるため、容易に第三者が施設に近づくことがないように周囲に柵や塀を設置し、危険防止に努めてください。</p> <p><u>・市のガイドラインと、国のガイドラインはどちらが優先されるのか</u></p> <p>FIT・FIP事業者については、太陽光発電事業の企画段階から、設計、施工、維持管理、撤去及び処分に至るまで、全ての段階で「事業計画策定ガイドライン」に規定する事項に従うこととしており、その他の事業者についても国のガイドラインを踏まえ事業を実施するよう努めることとしています。これを踏まえて本市では、市の地域特性を考慮しつつ、市内で太陽光発電事業を行う事業者が、地域の理解を得ながら、適正に管理・運営するために必要な事項をガイドラインで示しています。本市で太陽光発電事業を計画している事業者の方は、国のガイドラインを参考に事業の企画・検討を行っていただき、説明会等の開催や、各種届出等、市のガイドラインに示す事項を実施していただくことで、地域と共生する事業の実施が可能となります。</p> <p><u>・書類はどこに提出すればよいか</u></p> <p>山県市役所市民環境課環境政策室に提出してください。</p> <p><u>・届出書類等は、データで送付することは可能か</u></p> <p>データでの送付も可能です。手引き8ページの提出先メールアドレスに送付してください。</p>
------------	---